

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第四十六号

昭和三十六年五月十九日(金曜日)
午後一時三十分開会

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
龜田 得治君
東 隆君
森 八三二君

委員

青田源太郎君
石谷 憲男君
植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
大河原一孝君
北村 暢君
清澤 俊英君
小林 孝平君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君

國務大臣 周東 英雄君
農林大臣 大沢 融君
官房審議官 安田善一郎君
農林省畜産局長 安田善一郎君

第八部

農林水産委員会會議録第四十六号 昭和三十六年五月十九日【参議院】

食糧庁長官 須賀 賢二君
事務局側 常任委員 安永城敏男君
会専門員

本日の會議に付した案件

○農業基本法案(内閣提出、衆議院送付)
○農業基本法案(天田勝正君外二名発議)

○農業基本法案(衆議院送付、予備審査)
○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

○委員(青田源太郎君) 農林水産委員会(閣法第四四号、衆議院送付)、農業基本法案(参議院第一三三三号)、農業基本法案(衆議院第一三三三号)、以上三案を一括議題とし、質疑のあり方は順次御発言を願います。

○仲原善一君 地方の農林関係者も来週の日曜二十二日まででございますが、開かれるというふうな段階にきておられまして、一応その会に私も派遣されることになっておりますので、法案全体についての概括的な政府の考え方も知らせて、全般的に最後まで、そう深くはなくても、浅くても一応聞いておいた方が参考になるのではなからうかという考えもありまして、特にきょうはそういう地方の農林関係者を控えての意味も含めて、若干の質問をいたしたいと思ひます。

これはもう順序が不同で、あるいはかつて質問済みの条項に入るかもしれないし、まだ進んでいない条項に入るかもしれないし、これは委員長の方におかれても、ただ三案を一括して審議するというお話でございますので、従来のこの審議の経過をそばで聞いておきますと、何か逐条的にやつておるような節も見えますけれども、私はそういうことにこだわらずに、ずつと全般的な点について伺ひたいと思ひます。

府当局も簡明率直に要点だけを手取り早くよくわかるように、その詳細には要求いたしませんから、簡明率直にお答えをいただきたいと思ひます。

○龜田得治君 発言中ですが、議事進行についてちょっと……大へん発言中に忍び込んでおられる方が、審議のやり方としては逐条審議をやろう、こういうことが理事会で申し合わせをされてこれは進行しているのです。ただ、逐条審議自体の進め方についての意見は、これはいろいろありになる。ところが、逐条審議自体を何か打ち消されるような発言が前提になって進行されるというふうになりますと、ちょっとそういう印象を受けたのです。これは私は議事の進行の方法としては委員長自体の方で、これは少し疑問を解いてもらわないと困るんじゃないかと思ひます。

決して仲原さんのおっしゃるような立場での質問が、無意味だと私は申し上げるのじゃないのです。だけれども委員会としては理事会で相談をして、ともかく逐条審議をやろうということと、こう進んでおるわけですからね、だからそういうふうには、いや理事会でそんなことを言うておたつて、そんなことは別だ。委員は自由にみんなやっていくんだということなら、理

事会の性格自体もちょっとまた検討し直さなくちゃなりませんし、やはり理事会におけるそういう話し合いというものがあるから、それで、たゞし時間もお地方に出かけるについて、こういう点は確かめたいといったようなことならこれはわかると思ひます。そんなあなた逐条審議自体を打ち消されるようなことを言われたのじゃ、これはちょっと委員会を休憩してもらつて、御相談し直してもらえませんか、それは私たちがして黙つて審議に應ずるわけにはいきませんから。

○重政庸徳君 それは一つ休憩してもいいでしょう。休憩してお話し合いをして下さい。

○委員長(藤野繁雄君) 速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(藤野繁雄君) 速記をつけ。

○仲原善一君 ただいまの大体の空気がわかりましたので、関連いたしましたものはあるいはほかの条項にも飛ぶかもしれないんですが、今のお話では第三章までということですが、その辺多少関連事項もあろうと思ひますので、ほかの章に及ぶかもしれないけれども、趣旨は皆さんの御了解の先ほどの線で進めるつもりでございますので、御了解をいただきますと思ひます。

そこで、第三章と申しますと、これは農産物の価格及び流通に關係した問題になるかと考えますが、これはずいぶん従来の審議を通じても答弁もあ

り、御質問もあつて、大体解明しておるわけでございますが、特に選択的拡大というものと、その裏づけになる価格政策というので、だいたい質疑応答が繰り返されて、趣旨はだいたいわかったように思ひますけれども、特に伺ひたいのは、この条文の中に、第一項でございますけれども、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮してこの価格安定の施策を講ずるといふことがうたわれておられまして、具体的にこの生産事情なり、需給事情なり、物価その他の経済事情といふものが非常に重要な意味を持つてくるところでございまして、そこですでに第一に、四つの項目、ただいまお話ししました生産事情、需給事情、物価。これは多分バリバリのことを言つておると思ひますけれども、その他の経済事情、こういうものの内容を、どういふことをお考えになつておられるか、特にこの点を審議官に伺ひたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 生産事情と申しますのは、もちろん農産物、その価格安定をはからうという、当該農産物の生産に關する事情といふことでございまして。たとへば作付の増減など、生産の動向でありますとか、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

す、供給の事情、あるいは需要の動

向、あるいはまた作柄の状況でありますとか、あるいはそのものの生産費といふようなこと、こうしたことを全部包含する意味で生産事情と、こう申したのであります。

それから需給事情と申しますのは、需要と供給に關する事情といふことで

向、あるいは輸入農産物の事情、あるいはストックの状態がどうかというふうなことでございます。それから物価の動向でございますが、物価変動する場合に、それに応じて価格を動かすというのを考慮する必要もありませんか、考慮する必要があると思います。考慮する中で規定した、こういうことでございます。その他の経済事情というものは、その他一切の経済事情をいろいろ考慮することでございますが、たとえば消費者の生活水準の問題とか、あるいはまた農業所得の中でその農産物が占めるウェイトとかいうような、それに限らず、いろいろなことが経済事情ということで考慮されることになると思います。

○仲原善一君 ただいまのお答えでは、非常に抽象的に感じられますけれども、何かこれは数字をもつて表わすような、そういう構想はないわけですか。

○政府委員(大沢融君) もちろん、たとえば物価という場合には、物価をどういふことで押えるかというふうなことが数字的に出て参りますし、あるいは生産事情の中で、生産費を抑えるというふうなことは、数字的に生産費というところ、あるいは生産事情というふうな場合に、生産の動向、生産の状態というふうなことで、生産の額、あるいは生産数量がどうかというふうなことが数字的に押えて参りますし、これを考慮してということでございます。

○仲原善一君 それから前提になつておるこの重要農産物というのでございますが、これは一応どういふものを予想されておるのか。それからついでに、まあ時間の関係もありますので、急ぐので、あわせて一緒に聞いておき

ますけれども、この価格決定の場合に生産費というものは考えられておるのかどうか。しかも、これは農作物別々について具体的な申しますと、現在では米については生産費並びに所得補償方式という一つの考え方があります。麦だと食糧法の関係でペリテイがもたれている。その他農安法なんかについても、いろいろなやり方で農産物別にいろいろな価格水準なり、あるいは価格統制のやり方が考えられておられますけれども、ここで第十一条で考

えられております重要農産物については何かに一律にどういふやり方でやるか、あるいは所得補償方式でやるか、生産費をカバーするようないふやり方でやるか、そういう一括してどの農作物にも適用できるようなやり方でお考えになるのか、あるいは作物別にそれぞれのやり方でやっていかれるのか、特にこの生産費なり、所得補償方式という考え方がどこにも出ておられないので、そういうものはどういふふうに取り入れて、実際には運用されるのか、この点をお伺いいたします。

○政府委員(大沢融君) 最初のどういふ具体的な品目かというお話、これはきのうもお答えいたしました。現在、米、麦、カンショ、パレイシヨ、菜種、大豆、テンサイ、それから藁、こりいものについて行なつておるわけでありまして、ただいま御審議を願つておる畜産関係の法律によりまして、牛乳あるいは豚肉というものは品目として取り上げる予定をしてい

ます。それから生産費の問題でございますが、もちろん生産事情という中で生産費の問題を考えるわけでありまして、なお最後の御質問の、どの作物についても同じような方式をとるかというお話でございますが、そうではないのでありまして、ここでは価格安定をする場合の一般的な考え方が述べられておりますので、こうした作物の生産事情なり供給事情なりによりまして、それぞれの作物について最も適当な価格安定の方策がとられる、こういうことになり

ます。従いまして今までのように米についてはいわゆる生産費、所得補償方式というふうなことがとられており、あるいは農安法では別の形であり、麦については別であるというふうなニュアンスの違いが出てくるのは当然のことではないか、こういうふうに思っています。

○仲原善一君 十一條の三項で、農政審議会の意見を聞いて、この価格決定の問題を処理するようでございますが、もちろん重要な問題でございますから、審議会にかけるのは当然でありましようけれども、現在米価審議会とか、その他各方面の法律で審議会がある、価格決定の役割をしております。こ

ういう現在ある審議会、あるいは委員会というものと、今度新しくできまう農政審議会、これは第六章にも関係して参りますけれども、この農政審議会との関係、調和と申しますか、運用上どういふふうに実際にやられますか、その点、お伺いいたします。

○政府委員(大沢融君) ここで第十一条で農政審議会が第二項で述べられておりますような、価格制度につきましてのレビューをする、その場合に審議会の意見を聞かなければならない、こ

ういふことになっておりますが、これは施策の基本的なあり方についての、検討についての意見を聞くということでございます。米の値段を具体的に幾らにきめるとか、あるいは藁の値段を具体的に最低最高価格を幾らにきめるとかという問題は、それぞれの価格安定、米価審議会なりあるいは藁糸価格安定審議会でお取り扱いを願うというふうなことであります。

○仲原善一君 ついでに、この農政審議会の点をちょっとお伺いしておきたいと思つて、これは学識経験者で組織することにならうと思つておられるか、その中には私どもが非常に関心を持っております農業代表者といふか、そういうものは入れるように大体構想を持っておられるのか。特にこの農業団体の代表者と申しますか、あるいは農業者を代表するそういう資格の人を特に入れるかどうか、学識経験者の中にあるいは含めるか含めないか別問題といたしまして、実際上そういう人が入るのかどうか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(大沢融君) 農政審議会の委員のメンバーでございますが、二十七條の二項に「委員は、前条第一項に規定する事項に關し學識経験のある者のうちから、内閣總理大臣が任命する。」ということでございます。従いまして、もちろん農民の方で学識経験者として適当な方があれば、また農民の意見を代表される方が学識経験者として適当であれば、そういう方をもちろ

んこの中に含めて考える、こういうことでございます。

○仲原善一君 それから十二條について若干のお伺いをいたしたいと思つて

すが、この十二條は農産物の流通の合理化の問題でございますが、その中で加工の問題がそこに取り上げられておる。最近大資本、たとえば漁業関係とか、そういう方面の資本が陸に上がつてきて、畜産なりそういう方面にどんどん進出して参りますけれども、そういうものの動向を農林省といたしましてはどういふふうな感覚で見えておられるのか、あるいはこれはいわゆる農協等加工部門を設けてやる問題もありませんか、そういうものとの関連においてどういふふう

に加工の問題で具体的な問題があらわに起きておられますので、特にこの基本法をもとにしてのお考えは、どういふふうにお考えになつておられるのか、その点をお伺いいたします。

○政府委員(大沢融君) 食糧消費等が高度化してくるというところで、単純なものから加工したものの消費がふえてくる、こ

ので、むしろ農協等がその原料なりの提供について農協としてまとまって加工部面につきましても農民の方に利益が還元されるようにということで農協組織をしっかりとやっていくというようにすることで、大資本とも結びついて有利な立場に立つていくというようにことが努められなければならない、こういうふうに考えております。

○仲原善一君 大だいまの問題で、大資本の支配下に農業関係の資本構成なりあるいは人事構成なり、経営そのものが入り込んで、大資本の犠牲になるというふうな心配を持っている向きもあるのですけれども、その点について、農林省はどういう対策をお考えになつておられるのか、もう少し具体的に。

○政府委員(大沢融君) その点にこそ協同組合の整備と申しますが、協同組合意識を高揚して、しっかりと協同組合活動ができれば、そういうことにならぬように持つていく、そしてそういうところから生まれる利益を農民の方に還元し得るようにはできる、こういう方向でやらなければいけないと思つております。

○仲原善一君 字句の問題ですけれども、十二条の一番最初にあります「需要の高度化及び農業経営の近代化を考慮して」という言葉が入つておられますけれども、これはどういうことを意味しておられるのか、もう少し具体的に深く御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(大沢融君) 需要が高度化してくるということにつれて、畜産物なり、あるいは果実なり、あるいは高穀蔬菜というふうなもの生産がふえてくるわけでありまして、これらの目的から流通加工部門、流通加工過

程というものについては新しい問題であり、いろいろ問題があるわけです。

あるいは対策も必ずしも十分でないわけでありまして、これに力を注いでいかなければならないとか、あるいは加工過程におきまして、加工食品の需要が消費構造高度化ということでふえて参りますので、そういうことに即応して、加工業を拡充するとか、あるいは合理化をはかるとか、あるいはやうなことを、加工向けの農産物の販売の近代化に、また別の問題であります。

が、農業経営の近代化の問題に伴つて、高度ないろいろな機械が使われたり、あるいは肥料あるいは農薬というやうなものの需要がふえてくるわけでありまして、そういうことに対応して、相当農業用資材の流通の合理化、あるいは生産の合理化ということには特に力を入れていかなければならないという意味で、農業経営の近代化を考慮し、需要の高度化を考慮し、という表現を使つたわけでございます。

○仲原善一君 そこで、今のお話しの近代化というやうなことにしても、農業経営の近代化等についても、やはり若干構造論の方にも関係があると思ふので、それと、そういう意味合いから若干そこに関連する問題をお伺いしたいと思ふます。と申しますのは、自立農業経営と申しますか、これは定義にもいろいろ出ておられますけれども、そこで特に不明確ではつきりしない点を、これは十五条の關係に多少なかるかもしませんけれども、関連してお伺いしておきたいのは、「正常な構成の家族」というのがあります。それから「正常な能率」というもの、自立農家に

対する定義のところにあるわけでございますが、「正常な構成の家族」とはどのようなものであるか。また、この「正常な能率」、これは非常にむずかしい言葉ですけれども、生産性をこれによつてはかろうというところでありますけれども、それからもう一つ「ほぼ完全に就業することができる規模」という言葉がござります。この言葉でいわれる自立農家というものの概念を規定してあるわけでございますが、今お伺い申しました三つの点「正常な構成の家族」、「正常な能率」、それから「ほぼ完全に就業することができる規模」、この三つをもう少し具体的に御説明したいと思います。十五条にとんではなはだ恐縮でございますけれども、農業経営の近代化に關係のある事項なのであわせてお伺いしたいと思ふます。

○政府委員(大沢融君) 最初の「正常な構成の家族」という意味は、わが国の農村には、往々にして家族の中に傍系を含んで膨大な家族、前近代的な家族構成のものがあるわけですが、夫婦と子供を中心とした近代的な家族構成、こういう意味であります。それから「正常な能率」ということでござります。これは農業経営における能率は、結局経営の生産性の判断の材料になるわけですけれども、通常単位面積当たり、あるいは家畜一頭当たり投下される労働時間で現わされるわけですが、そうしたものがどういふものか、それが正常かというところは、経営規模なり、あるいは経営形態なり、あるいは地方によつて立地關係というやうな

ことで一がいには言えないと思ふのであります。たとえば技術水準というやうなことで申し上げますならば、少なくともその時点において普及している相当な農業技術だというやうなことを、多少平均以上をこえる水準の技術だ、あるいは労働単位で、今申し上げました農家の一反あたり、あるいは一頭あたり投下される労働単位が、平均よりも上のものだというやうなものを「正常な能率」というふうに考えます。

それから、その次の「ほぼ完全に就業することができる規模」ということは、先ほどお話し申し上げました正常な家族構成であつて、そのうちの農業従事者が、この定義に書いてござります。やうなことを考えた場合には、経営主というものはもちろん働くわけですが、そのほかにも農業従事者としては、その配偶者、あるいは孫取りというやうな者が考えられるわけですが、大体二人ないし三人というやうなものが、正常な家族構成の中での農業従事者というふうなことになると思ふますが、この二ないし三人の者が正常な能率、今申し上げたやうな能率を発揮しながら、ほぼ完全に就業することができ、年間二千四百時間程度のものを働いてるわけでございますが、また諸外国の例を見ましても、大体その程度の能率の、普通のいわゆる自立経営農家というやうなものについては、それくらい労働時間があるやうであります。が、大体その辺の労働をしていて、うことを、ここでほぼ完全に就業することができ、そういう程度に就業す

ることができ規模だ、こういうことでございます。

○仲原善一君 それでは十三条、かけ足ですけれども、十三条に移りたいと思ひます。この条文は非常に私は重要な条文であると考えております。と申しますのは、農業基本法そのものが貿易自由化を推進するために、日本の資本主義社会における独占資本の手先になつて、基本法を運用して、そのしわ寄せを、貿易自由化によるしわ寄せを農民に持つていくとする、そういう意見を述べる人が中にあるわけでありまして、その点は十三条で十分に説明していただきたいと思います。そういうわけでございますが、この条文の中で、「十一條の施策をもつてしてもその事態を克服することが困難であると認めるとき」ということになつておられます、その十三條の適用そのものは、何か価格政策を政府がやっておる農産物についてだけ、それ以外のものは、これは適用できないやうな仕組みになつておられますけれども、これは少し制限がきつくなつておつて、広く農産物が諸外国との競争力に十分にたえ得るだけの施策になかなかほど遠いじゃないか。特定の農産物については特に考えるけれども、全般的にはそこに抜け道ができていて、うふうに考えられるんで、それと、その点はどういふふうにお考えになつておられますか。

○政府委員(大沢融君) わが国の経済発展のために貿易自由化という基本的な方向に即応するということは当然だと思ふのであります。その場合に、農産物については、よほど注意してかか

らなければならぬわけですから。そこで私どもの基本法の十三条の考え方としては、そういう基本的な方向には即応するんだけれども、そのためにはまず第一に、輸入にかかる農産物については対外競争力を培養するという施策をまず講ずることが大切なんだけれども、しかしながら、それはなかなか長期的な問題にもなるわけです。そこで、対外農産物に關しては、まず国内的な措置で価格安定制度というようにすることで対応していく。しかる後に、どうしてもそれでも仕方がないというときには、ここにありますように、関税調整をするとか、あるいはまた輸入の制限をするとかいうことをすべきだと、こういう考え方でございます。これがガットの精神にも合ひ、まず国内でできるだけのことをして、対外的にまた貿易をしていくということを考えるのが当然な筋道じゃないか、こういうふうに思います。

○仲原第一君 自由貿易との関連でこの問題が将来相当重要になつてこようかと考えますが、実は少し余談になりますがけれども、先般当院から派遣されました私ジュネーブの列國議會同盟に出たわけですが、そのときの議案の重要な中に、実はこの問題があるわけでございます。私は経済社会の方を担当してその委員会に出たわけでありまして、欧州經濟共同体、これはフランス、西ドイツを中心に行っている地域でございます。それから欧州自由市場、これはイギリスが中心になつてやつておる地帯でございます。そういう六力國ないし七力國の國が共同体を作つて、その内部の消費税なり関税なり全く一つの國と同じようなやり方に

持つていくという趣旨で經濟が発展しているわけでございます。その政策そのものが世界貿易にどういふ影響があるかというのが議題の中心でございます。またしたけれども、いろいろ議論をした最後の結論の中に、いろいろ議論をしたしましたその中の第三項に、実は農産物というものは、そういう經濟共同体の地域においてもそれぞれの國の特殊性があるので、農業の混亂を招かないように従来の伝統等を十分生かしていこう、必ずしもそこで自由貿易をやつていくということでないに、農産物については特例を設けようというところが、いわゆる國際世論として國會關係の結論として実は出ているわけでありまして。そういう意味で特に後進國である日本等においても、この点は十分にガットとも協力されて、日本の農業の後進性をこの十三条で守つていつてもらうように、これは一種の希望になりますけれども、そういう点よく御認識の上で十分生かしてもらいたい。農業基本法が独占資本の手先でその自由貿易のしわ寄せが農民に来るといふやうなことの印象を与えないように特にがんばつてもらいたいという意見を申し述べまして、ただいまの十一條の施策をもつてしても事態が収拾できないというの、そういうものについてやるのがガットの精神でありますので、それは了承することにいたします。

それからその次にこれは輸出の問題でございますので、これは大して議論もないと思ひますが、ただその經濟改善との関連において多少ちよつと飛びますけれども、実は今度の地方の、何といひますか、農間會等の關係もあつてお伺いしておきたいのは、この十六

條の問題です、均分相続によつて農地が細分されるのをある意味で防ぐ意味で、この十六條といふものがここに規定してあると思ひます。現在の實態は相続法の趣旨に従つて日本の農業經營といふものが細分されつつあるのかどうか、その現実の動向はどうであるのか、まずその点をお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 現在の相続の實態といふものは、なかなか性格がつかみにくいのでありますけれども、農林省あるいは各種の研究機關がやりました調査の結果によりますと、一人の農業經營承継人が単独で相続してほかの者は相続を放棄するという場合が一つと、二人以上の相続人が相続をするけれども、相続法の定める均分相続ではなくて、一人の農業經營の承継人がほかの共同相続人よりもよけいに相続するといふ行き方が一つと、もう一つは民法の原則通りといふものであります。が、大體民法の原則通りといふこの第三のタイプは、比較的少ない。むしろ第一、第二のやうな、ほかの者は放棄をして一人の者が承継する、ほかの者がよけに經營を承継する人の方がよけい相続するといふやうな、その第一と第二のタイプが多いように見受けられます。

は、經營だけは細分せぬように一人に相続させて、残りの人にはほかの物的な補償をするといふやうなことも考えておられるのか。それについてのほかの他の法制との矛盾はないのか。ただこの十六條だけで目的が達成されるのか。ほかの関連法律も必要なのか、もう少しその辺を具体的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) こういう考え方に基きまして、何らかの法制的な措置をとらなければいかぬということの研究をしております。今申された点の、ほかの法律との抵触はないのかどうかといふことは、おそらく均分相続の原則のことだと思ひますけれども、私どもこの原則に反するやうなことで、今もお話のございましたやうに、農業經營自体が分割されて小さくなるといふやうなことを防止するのであつて、一人の人が農業經營が承継されたならば、その中のほかの人が相続した分については、あるいは土地などは使用権を設定するとか、あるいはまた価値として金の勘定でそれは片づけるとかいふやうなことで、均分相続の原則に反しないやうな方向で農業經營が分割されないで、なるべく一人の人に承継されるやうにといふやうなことで何らかの法制を得たいといふことで研究をしております。

もあり、御答弁になつておりますけれども、特に地方農間會でこの点を、政府のあれをもう一べん確認しておきたいと思ひますが、協業組織と申しますか、いわゆる共同經營の問題と、それから自立農家育成という問題とこのそれぞれの立場の御説明がございましたけれども、支配的に農林省として將來その助長なり、あるいは發展を期待しておるやう方は、自立農業といふものを中心において考えられておるのかさらにその協業組織、共同組織といひますか、そういうものも相当重きを置いて考えておられるのか。この点必ずしも調和のむずかしい問題ではありませぬけれども、その辺の農林省のほんとうの考え方のニュアンスといふものを実は承知しておきたいわけですから、どつちを重点といふことにも参りますまいけれども、日本の農業の現状から見て、特にこの共同經營そのもののある一定の限界があるといふ点から見て、大よそどういふことを考えているかといふことが腹の中にはあろうかと思ひますので、その点各方面のこの条章にも關係ある問題でありますし、重ねてその点明快にお答えを願ひたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 家族經營と協業との問題だと思ひますが、この基本法での考え方は、將來の農業のこない手が家族經營であるのか、あるいは協業經營であるのかといふやうな、いわば二者択一的な考え方であつておるわけではないのであります。わが國の農業經營の實態から見まして、また諸外國の例なども見まして、これから農業經營のこない手がやはり家族經營だといふことは予想されるのであり

まして、そういう実態をとらえて家族農業経営が今後にもない手であるならば、そういうものの健全な発達をはかるように、そしてその中でできるだけ多くの者が自立経営になるようにということをするべきではないかという考え方です。しかし、そういうものがさらに発展し、あるいはなかなか自立経営にならないものも農業所得、所得割、あるいは生産性を上げるといふような意味で協業というものが必要になってくるわけですね。協業という場合に、あるいはいろいろの共同をして機械を購入して一緒に使うというような協業組織の形から、あるいは農業経営の中の一部分か、あるいは場合によっては全部門をなくしてしまつて協業経営をするというようなこともあるわけですね。十七条では道を開くということ、これは関連して農地法なり、あるいは農業協同組合法なりの改正をいたしまして、農業生産協同組合を作る、あるいは従来からあります有限会社、あるいは合名会社、合資会社というようなものも土地を取得して農業経営もできるといふような道を開いておるわけでありまして、協業が家族経営、どちらでなければならぬということではないわけですね。

業協同組合には認めないという、その理由と申しますか、どういふ筋合いでそういうことを考えておられるのか。この点を十七条と関連してお伺いしたい。

○政府委員(大沢融君) 従来の農業協同組合の制度としては信用事業、あるいは販売事業、購買事業というふうな、むしろ経済事業が中心になって行なわれておつたわけでありまして、そういう事業と相兼ねて農業を行なうというふうなことになるように、農業生産を行なうというところのために、今まで本来の事業が危険にさらされるということがあつてはならないので、兼営をさせるというふうなことはしないで、生産協同組合として農業一本で、あるいはその付帯事業として林業あるいは付帯事業というふうなことも考えられますが、農業一本でやるのだという形で、本来の協同組合の事業をそこなりことのないようにという配慮から、そういうふうにしたわけでありまして。

○仲原善一君 第一章のところで一べんお伺いして、国がいろいろ積極的な役割を基本法の実施のためにやることはわかつたわけでありまして、その際の質問の中に、いわゆる農林省の機構改革を考へているかという話が一章のところでありまして、これは考へておられるようなお話がありましたけれども、この地方公共団体について機構改革を、これは強制するわけにも参りませんまいけれども、大体構想としてどういふ指導をやつていくと、どういふ機構改革を考へているというふうなことがあれば、地方聴聞会を前にして、そういう点たぶん問題にならうと思ひますが、これは二十三条に関連しますの

で、ちよつとびますけれども、あわせて聞いておきたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 基本法が通りました上は、こつした考へ方ではない、行政をやつていくという場合には、農林省の機構というものが当然に改編が予想されるわけでありまして、そうしたことでいろいろ私ども事務的に検討をしておられますけれども、これに依つて地方庁の行政機構、仕事をやる機構というものが表裏一体の関係で仕事は進めていかなければならないと思ひますので、いろいろの改編が予想されるのじゃないかと、こつと思ひます。あわせて考へたようなことも、私ども事務的には検討しております。

○仲原善一君 時間があまりありませんので、あちこちいきませんが、やはりこれは地方聴聞会で問題にならうと思ひますので、お伺いいたしますが、第二十四条の關係で、農業団体の整備という項目になりまして、農業に関する団体整備という言葉が使つてあるわけですね。これを具体的に農林省協同組合あるいは農業会議等がありますけれども、そういう団体を整備するといふのを、団体の再編成でもまた考へておられるのか、その辺具体的にどういふ程度のことを考へておられるのか、お話し願ひたいと思ひます。

○政府委員(大沢融君) 第一条に書いてありますような目的を達成するといふことは、単に国なり政府なりがやつただけではできないことじゃないのであつて、むしろ農業従事者、あるいはその組織に農業団体の自主的な活動が基礎になつて進められる、こついうことだと思ひます。そういう意味で、第二十四条には農業団体の整備のことが

書いておられますが、そうした農民の自主的な活動が大いに強化され、りっぱに行なわれるといふことで農業団体を整備しなければならぬといふことではないかと思ひます。その一つの対策といつたしまして、今国会に農業協同組合の整備促進といふことで御審議を願つたわけでありまして、合併助成、そうしたような方向で、今後も、いろいろな条件の変化に応じて諸般の対策を講じて参りたい、こつ思つております。

○仲原善一君 大体質問は、私のつもりでは三章を中心にして、関連して四章、五章、六章と方々飛びましたけれども、まあ一応非常に浅く広く、そういう意味でまあ聴聞会を控えておる關係もございまして、疑問になる点だけをお伺ひしたわけでございますが、大体各条章、この章について、私なりに関連した問題としてお伺ひしたわけでございますが、一応私の質問はこの程度で終わります。

○小林孝平君 農林大臣何時ごろ来られますか。

○委員長(藤野繁雄君) 大体三時ごろの予定です。

○小林孝平君 そんなら、昨日から農林大臣に対しての質問を留保しておきましたので、来られるまでちよつと大沢審議官にお尋ねしますが、この第九條、これはきのうもちよつと尋ねられたと思ひますが、「農業生産の調整」といふのは、具体的にどういふことをやるのですか。

○政府委員(大沢融君) これも昨日でたしか、森委員のお尋ねでお答えをいたしましたけれども、選択的拡大といふことで、需要の伸びるものをふやし、需要の減るものを減らしていくと

いうような、生産を伸ばすべきものはスムーズに伸ばし、減らすべきものはスムーズに減らしていくということが、「農業生産の調整」といふことだと思ひます。それは、単に農作物の間だけではなくて、地域的にも、生産地形成といふようなことで、地域的な生産調整といふこともございまして、あるいはまた、定期的に調整するといふような場合もございまして、第八條にございまして、必要の生産の長期見通しをするといふこと自体が、そういう生産調整をする一つの目安にもなるわけでありまして、さらに、ただいまやつておりますような農業観測といふようなことも、一つの農業生産調整の手段だと思ひます。あるいはまた、青果物等やつておられますところの消費地の事情を生産地の協同組合に知らせる、生産地の協同組合が、それによつて出荷調整をやる。さらにそれに、出荷調整だけでなく、協同組合が中心になつて生産調整をやるというふうな方法もあるかと思ひます。そのほか、ただいま大分あるいは裸麦といふようなことで考へておられますことも一つの方法でよろし、あるいはまた、過般、藪について転換奨励金を出して整理をするといふようなこともそうであり、そのほか、わが国にはまだありませんけれども、北村委員等からよくお話がございまして、たとえばフランスでやつております先の目標価格をきめて年々の価格を、作物が植えられる前にきめて、さらに収穫のときに実行価格をきめるといふような方法でやるのも生産調整でよろし、あるいは、アメリカでやつておられるような土地銀行といふようなこともそうでよろし、そ

ういうようなことで、ふやすものはス
ムーズにふやし、減らすべきものはス
ムーズに減らしていく、また、転換す
べき場合にはやはり円滑に転換をは
かっていくということが、生産調整だ
ということでございます。

○小林孝平君 結局何でもやるという
ことですか。何でもやるということ
じゃないですか、あなた。もうイギリ
スからフランスからアメリカからみん
な例を引いて、ね、しかもスムーズに
とか何とか。おつともスムーズになっ
ていないじゃないですか、あなた。こ
の間の小麦、裸麦の問題、今の問題
だってスムーズじゃないですか。そう
いう小麦、裸麦一つとってもごくし
くしているのに、あなたのお話では、
全部やると、こういうことですが、こ
れは農林大臣にちよつとあとからお尋
ねします。これはきのうの話にも関係
しますが、生産調整をやった結果、農
民が不利になった場合は、政府が責任
を負うのです。政府が責任を負うと
いうことはあなたも言われたんだか
ら、負うでしょう。

○政府委員(大沢融君) 生産見直しと
責任の關係の御質問だと思いますが、
○小林孝平君 いや、生産調整。調整
をやった結果、農民が不利になった
責任を負うでしよう、政府が。

○政府委員(大沢融君) 生産調整とい
う場合に、私も、今お話し申し上げ
ましたが、いわば誘導的な手段を講
ずるということであつて、作付割当を
したりというような、強制的な方法を
とるということは考えておりません。
従いまして、そういう、おつしやるよ
うな責任の問題ということが、直接に

は起こつてこないのじゃないかと思
います。

○小林孝平君 あなた、きのうばかに
元気よく、当然政府が責任負いま
す、ラジオの話は、これはまあ別にし
ますけれども、言われたが、きょうは
ばかに元気がなくなつたんじゃないで
すか。あなた責任を、農民が不利に
なつたら負うかというのに、きのうの
話からいつても、最低限度負いますと
言ひのが当然でしよう。あなた、一
日でそんなに変わるならもう聞きませ
ん。農林大臣に聞きますから。しかし
あなた、ラジオでは相当言われたん
で、すから。あとから録音調べてみて
いいです。

次は、この文章ですが、第九条、非
常にわからないのです。第一条から文
章わからないのです。第九條もわか
らないのです。困は、農業生産の選択
的拡大、農業の生産性の向上及び農業
の長期見直しを參照して、「施策を講
ずる」と、こういうふうに書いてある
のですが、これは逆で、こういうよう
ないろいろの施策を考へて、初めて長
期見直しができるのじゃないですか。
長期見直しというものは、こういう上
に立つてできるのじゃないですか。こ
れはむしろ逆じゃないかと思うので
すね。

○政府委員(大沢融君) そういうこと
ではなくて、長期見直しに照らしてこ
ういう施策をいろいろ講じていくん
だ、こういうことでございます。

○小林孝平君 それならば、相当、あ
る見直しを立つた、それに合せてや
るといふなら、相当強制力を持つと
か何とかやらなければできませんで
すよ。そうしてあなた、これは、ス

ムーズにやるとか、あるいは何ら圧
力を加えないとか言うけれども、今
のこの事大思想の強いあの農民に、
あなた方は、大した圧力を加えない
といふ強い行政指導を加えないと言
つても、一片の通牒でも、ほとんど法
律的な強制力があると同じように行
なれていくのです。大麥、裸麦の転
換、昨年食糧庁の長官から出ている通
牒に基づいてやつた大麥、裸麦の転換
をやつたのが、今問題になつてい
ますよ。そういうふうに、農民は、も
ろ農林省の局長通牒などというもの
は、法律であるか何だかわからないの
です。あなたは非常に圧力を加えな
いと言つたつて、相手は相當の強力の
圧力に感じていくのです。これはま
ああなたの御答弁要りませんけれど
も、そういうふうに、自分のことばかり
考へてはだめなんですね。農民がどう
受け取るかということを考へなければ
困るわけなんです。そうして、今も
へ戻りまして、こういう長期見直しを
実際にやるためには、相當強力な指導
をやらなければできないのです。そ
れはまあそれでいいですが、後ほど大
臣が来られてからやりますが、第十
條の「損失の合理的な補てん」とい
うのはどういふ意味なんですか。「合
理的な補てん」と合理的な補てんとい
うのは、従来のように、この「災害」で
問題はなつていふのは、災害の評価な
んです。そうして、どういふことが
問題になつていふかといふと、過小評
価といふことが問題になつていふので
す。先般の雪害のときでも、相當の被
害を受けたけれども、天災融資法を発
動できない。これは農林省、大いに努
力されて発動されましたけれども、こ

の過小評価といふことが問題になつて
いるのです。それで、ここにある「合
理的な補てん」といふのは、従来の過
小評価をするといふ意味ですか。

○政府委員(大沢融君) 災害による損
失の補てん、これは従来の農業災害
補償法で行なわれてきたわけであり
ますが、御指摘の損害評価はいろいろ問
題があると思いますが、そういうもの
が今まで過小評価あるいは過大評価さ
れるといふような不合理な点がないよ
うにといふことも一つの考へ方であ
つて、そういう意味で合理的な補てんを
するに制度を改革しなきゃいけな
いじゃないかといふ意味でございます。

○小林孝平君 これは今大沢審議官、
非常に重要なことを言われましたね。
災害による損失の補てんといふのは、
農業災害の共済制度ですね、これだ
と——それに限られていふのですか。
これはそういうふうにおつしやつた
です。これはいろいろあるでしよう。
天災融資法だの何だのその他、それ
から今度はさらにいろいろのことを考
えられるでしよう。

○政府委員(大沢融君) もちろん、災
害に關する施策として、災害補償
のほか、災害金融でありますとか、
あるいは災害復旧、といふ問題がある
わけでございます。

○小林孝平君 だから、これはいろいろ
のことを言うのであつて、あなたの
今の、私が聞いたから明らかにした
けれども、あなたの最初の御答弁で
は、災害補償、農業共済だけというよ
うに発言になつたのですが、まあ御訂
正になつたからいいですが、その「合
理的な補てん」といふのはよくわか

らんで、これはやつぱり。まあ、こ
れもまた後ほどやりますからいいで
すけれども、

そこで、第十一條の価格政策です
ね。これは第二條の五号に、「農業の生
産条件、交易条件等に関する不利を補
正するように農産物の価格の安定及び
農業所得の確保を図ること」と、こ
うあるのですが、ところが、こつちへ
きたら、この「農業所得の確保を図る」と
いうことはなくなつちまつたのです
ね。従つて、この「安定を図る」、安定
をはかるといふのは、安定すればいい
んです。まあ変動なく、「農業所得
の確保を図る」といふ思想はなくなつ
たのです。

○政府委員(大沢融君) 農産物の価格
政策として、ここに農産物の価格安定
のことが述べられておるわけござい
ますが、御質問の意味は、こういう安
定を考へる場合には、所得のことなん
かは無視しておるのか、こういう御
質問かと思ひますが、決してそれで
ないものであります。第十一條の二項
にも、安定制度の機能と申しますか、
目的として、ここに書いてありますよ
うに「農業所得の確保」といふことも一
つの大きな機能、目的なのであります
が、そういう目的なり機能なりを十分
に果たすためには、第十一條の一項に
書いてありますようなこういう要素を
考へて安定をはかる、こういうこと
でございます。

○小林孝平君 それはね、そうお答え
になるだろつと思つていましたけれど
も、それは違ひなんです。第一項はこ
ういふ施策を講ずるといふのです。講
じたあとで、その施策についてこういう
ことを検討するといふのは、施策を講

じたあとの検討をするのであつて、これは違ひの事です。その施策を講ずるとき、所得の確保というものは入ってなければ、この二条の五号に書いてあることと合わないのです。これはよくあなたのお説になればわかるでしょう。あとはただやつたことを検討するのです。検討する前に、初めからそういう、あなたがおっしゃつたような精神であれば、この第一項にそういう精神が入つていなきゃならんじやないか。一項にはないです。これはやはり第一項は需給均衡価格の考へ方なんです。

○政府委員(大沢融吉) たとえば、先ほど中野原委員のお話しでお答えしたわけでごさいますけれども、「生産事情」というようなことで、生産費を考へるわけでありまして、生産費を通じて所得の確保のことが、もちろんこういふことを考へる場合に考へられる、こういうことを申し上げておるわけでごさいます。

○小林孝平君 それははつきりしていただきますね。「生産事情」という中には、生産費の確保といふことを含んで、いろいろしつぱ問題になつたのだけれども、そういうような政府の考へ方ではないです。これは間違ひないです。あなた、ときどき、よく考へて御答弁下さいよ。すぐあなた、変えられないのです。答えられないなら答へられないでいいのです。いつも言つておるうちに、翌日御回答になつてもいい。

○政府委員(大沢融吉) 「生産事情」という中には、先ほど申し上げたように、その作物の生産の動向であるとか、作柄の状況とかといふことと同時に、

その作物の生産費といふことも入つておるわけです。従ひまして、生産費といふようなことも考へて安定をはかるのだ、こういう意味で、生産費のことを申し上げたわけです。

○小林孝平君 要するに、この「生産事情」には、生産費の確保といふような思想も含んで、いろいろふらふら言われたのですから、それによろしうございませう。

○政府委員(大沢融吉) 生産費の確保をこれです。このようにいふことを、私申し上げたのじやないです。

○小林孝平君 いや、ちょっと待つて下さい。私が、所得の確保といふ思想がないと言つたら、先ほど中野原君に対する答へにも言つたように、この「生産事情」といふ、この中に生産費の確保といふような思想も含んでいて、それで私の聞いてゐる所得確保もこの中に含まれる、こうおっしゃつたのです。まあこれは速記を調べてみてあげます。よろしうございませう。

○政府委員(大沢融吉) 誤解があつてはなりませんので、もう一度申し上げておきますが、生産費を考へて安定をはかるというところによつて、第二項に書いてありますように、価格安定政策といふものはいろいろの目的があるわけですが、所得の確保だけじやございませうが、そういうことを通じて所得の確保といふようなことへもつながる、こういうふうに申し上げたわけでごさいます。

○小林孝平君 大沢さん、あなた、すぐ訂正されるのです。それは訂正されるのいいけれども、まあ池田総理は訂正大臣、訂正総理などという言葉がある

ののだが、あなたもだんだん似てきて、すぐ訂正してしまふ。だから、訂正しないようにやつて下さい。時間がむだだから。これは重大なことなんです。あなたから聞くまでもなく価格政策の中にいろいろ目標があることはわかつてゐる、わかつてゐるけれども、この第二条の第五号にいろいろふらふら掲げて大きくうたつてゐるんです。そのうたつてゐるのがこちらにはない、こういうのでお尋ねしてゐるんですからね、これはこれ以上この問題はいいです。

そこで、一体安定すればいいんですか。安定をはかると書いてあるが、価格の安定をすればいいのですか。たとえば安定をすればいいという場合もあるんです。かつての生糸の値段が非常に変動した、変動した結果、アメリカではまあ高くていい、高くてもいいけれども、生糸の価格は変動しない安定をすればアメリカでは需要がある。そこで生糸の価格が安定する、き、そういうことを強く言われて、あの法律ができたんですけれども、安定すればそれでいいという場合があるんです。そこで安定を、どこに安定させるかといふことをはつきりしてない。そこでめんどはここに安定する。政府の政策から言つて、自立経営農家が安定するように、対象にして、この価格安定をはかられるのですか。これはいろいろの階層を対象にする場合があるんですけれども、この法案は自立経営農家といふことを非常に強調されておられますから、この自立経営農家を対象にして価格の安定をはかる、こういうことなんですか。

○政府委員(大沢融吉) 自立農家を対象として安定をはかるといふ、おつ

しやる意味が私にははつきりいたしませんけれども、ここで申し上げておきますのは、生産事情、需給事情、物価その他の経済事情を考慮して、こういうことで、安定をする場合の一般的な原則を述べておるわけでごさいます。従ひまして、個々の農作物の生産事情なり需給事情なりによつて、どの水準に安定させるかといふようなことは、別個の問題として出てくると思ひます。

○小林孝平君 私の尋ねてゐることがわからなくて答へられておかし。私の言つてゐることは、いろいろの階層がある、非常に零細な家、たとえば米についていへば非常に零細なものを、それから自立経営農家の程度のものを、そういうものをそれぞれを安定させるために、米の非常に零細なものであれば、非常に安定させることになれば、非常に米価は高くなる。だから大体自立経営農家を対象にして、たとえば米価なら米価といふものを安定させる、こういうようなことが考へられる。だからそれは米だけじゃなくて、全体に大ざつぱに言つて自立経営農家を対象にして価格の安定をはかると、こういう安定といふか、価格の大体基準をそういうところに置くんですかといふことです。

○政府委員(大沢融吉) 私に必ずしも小林先生の御質問を正確に受け取つてゐるかどうかといふことはありますけれども、今の自立農家との関係は申すならば、安定をさせた場合に少なくとも自立農家に不都合だといふような安定であつてはならないといふことだと思ひます。

○小林孝平君 この問題はまたいろいろの人からお話があると思ひますから、その程度にいたしておきます。

第十二条に、第十二条といふのは、農産物の流通の合理化及び加工の増進並びに農業資材の生産及び流通の合理化をはかつていく、このうち農業資材の生産については、農業協同組合関係の場合だけ考へられておられますか。

○政府委員(大沢融吉) 十二条で申し上げておきますことは、協同組合がやることだけについて考へてゐるんじゃないやありません。

○小林孝平君 農業資材もそうです。

○政府委員(大沢融吉) その通りです。

○小林孝平君 ところが、この十二条が非常にわかりにくい文章なんですけれども、いろいろ考へたところ、よくよくわかりました。それは流通の合理化をはかるといふ、いろいろのことをやる、書いてある。このいろいろのことは、まず農業協同組合または農業協同組合連合会が行なう販売、購買の事業の発達改善、これが一つなんです。それからその次は農産物取引の近代化、その次は農業関連事業の振興が一つ、その次は農業協同組合が出資者等となつてゐる農産物の加工または農業資材の生産の事業の発達改善、これが一つなんです。そこで、この第一の販売購買事業の発達改善は、農協関係なんです。それから農産物取引の近代化、これはあなたのおっしゃつたように全部に関連するでしよう。次の農業関連事業の振興といふのは、これは何だかわかりませんが、あとから聞きます。

○政府委員(大沢融君) 農業協同組合が出資者等となつてゐる場合には、農業協同組合が出資者となつてゐるものほかに、たとえば役員を送り込むとか、あるいは農業協同組合が原料を長期的な契約で提供するか、あるいは農業資材を作るところから長期契約で品物を買うというような場合を含んでおりますので、農業協同組合だけが行なうものと言つてゐるわけじゃありません。

○小林孝平君 そりゃないんです、私が言つてゐるのは、これはあなた、出資者等というのは農業協同組合がやつてゐるのだけじゃないことは明らか

りないで、またおしかりを受けるかも知れませんが、協同組合が出資者等となっているということは、確かにそういうことです。そのほかに農業資材なる農産物の加工をやっているものがあるわけです。そういうものは農業関連事業ということで、そういう意味で一般がやる農業資材ということも入っている、こういう意味でございます。

○政府委員(大沢融君)　そういう資材を作るものも、それから農産物を加工するものも言っております。

○小林孝平君 おかしいでしょう。それは重複しておりますよ。これは、「農業関連事業の振興、」というのを先聞いておけばよかったんですよ。大沢さんのようなそういう御答弁なら、いつもそういうふうにやりますよ。あな

から、大臣にお尋ねしますが、大臣、この法律のこまかいことになってはなはだ恐縮なんでしょうけれども、第七條に「政府は、毎年、国会に、前條第一項の報告に係る農業の動向を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を提出しなければならない。」と、こうあるんです。それおわかりになつてますか。そこで、この「提出しなければならない。」と、提出して国会

○国務大臣(周東英雄君) この第七条

の規定は、承認というものを前提とは
いたしておりません。国会に毎年文書
をもつて、ただいまお示しの農業の動
向を考慮して講じようとする施策を明
らかにした文書を提出する義務を負わ
しただけであります。

○國務大臣(周東英雄君) 法律に書いてある意味は、私どもが申し上げた通りであります。

○小林孝平君 提出するには、議決の承認を得なければならぬ義務が生ずることもあるんです。

○國務大臣(周東英雄君) 生ずることもあるかもしれませんが、私どもは、このことでは、提出してそして御批判も求めることにはなと思います。が、承認ということを必ずしもそれに付随さしてはおりません。

○小林孝平君 議決の対象になるためには、承認を得なければならぬといふ、こゝ書かなければならぬ。

○国務大臣(周東英雄君) ああそう。

○小林幸平君 ああそうですが、大臣一つ憲法をごろんになつていただいたいのです。会計検査院が出す決算報告、政府の出す決算報告書は、憲法によつて「国会に提出しなければならな

い。」と書いてあるのです。それはちゃんと議決の対象になっております。憲法にあるんです。それは憲法にちゃんと、政府は国会に、憲法の九十条に「国の収入支出の決算は、すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、

次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならぬ。」と、こうありまして、これは憲法

にこうなっております、国会の議決を要することになっております。だから大臣がおっしゃったこと、ちよつとその提出しなければならぬというのには、承認あるいは議決の対象にならない。議決の対象になるときはそう書か

指摘の点は、旧憲法時代から慣行でそうなっておるのですから、逆に現在法律上文書を国会に提出して承認を必要

とする場合は、明文で大体提出して承認を求めなければならぬということ、を明らかに書いておきます。それは例は、われわれの關係におきましても漁港法とか、あるいは放送法という關係には書いてあります。必ずしもそう書いたからあなたの御指摘のように承認を得なければならぬと、こういうものでもないです。

○小林孝平君　あなた今決算報告は旧憲法からの引き継ぎでそうになっておると、新しいこの憲法下においては、今の立法関係のものが承認を得なければならぬと書いてあるから、そうになっておるとおっしゃいますけれども、新しいものでも、たとえば国有財産無償貸付状況総計算書というものは、国有財産法の三十七条で「翌年度開会の

国会の常会に報告することを常例とする。」と、こうなっております。この「報告」となっております。これは委員会に付託して議決の対象になっておるのです。それから国有財産増減及び現在額総計算書も、同じく国有財産法第三

十四条によつて報告しなければならな
いと、あるいは日本放送協会の財産目
録、貸借対照表及び損益計算書も、放

送法第四十条で、「国会に提出しなればならない。」とありますが、これはいずれも委員会に付託して議決の対象になっておるのです。たまたま農林省関係の漁港法の第十七条は、「その承認を受けなければならない。」と書いて

ありますけれども、それでなくとも、受けなければならぬ義務を生じているのです。従つてこの「提出しなければならぬ」と書いてあれば、はたして議決の対象になるかならぬかという問題は問題になるのです。そこで私はこれはむしろ大臣が進んで、これは議決の対象になるというふうにお考えになつた方がいいのではないかと思うのです。

○国務大臣(周東英雄君) 今お話しした点ですが、現行法上各種の法律の中に、それぞれ特に承認を求めた場合においては、提出して承認を求めなければならぬと書いた法律と、書かない法律があります。書かない方の法律におきましては、ただいま決算についてお話しになつたような従来の慣行から、承認を求めるような方向に出ているものもございまして、また、ものによつて、先ほど指摘いたしましたような関係法規におきましては、提出しなければならぬとして、その内容については議決のことはやっております。むしろ逆に、そういうふうな場合に、必要な場合においては、議決を経なければならぬとか、あるいは承認を得なければならぬと書いてあります。そういうふうなもの、同じく提出しなければならぬと書いてあるものに二色あるようにあります。私もこれはこれだけですのであなたのような結論は出ないと思うのです。

○小林孝平君 私は、こうあるのは必ず義務があるとは言つていないのです。これは国会の議院運営委員会が決定すると思います。そうすると、將來これは非常に問題になるのです。問題になるおそれがある。これは委員会

に付託して議案として取り扱つかどうかということが非常に問題になる。私もかつて議院の理事をやつておりました、そういう問題があつたから、私は農林大臣にお尋ねしてゐるのです。というのは、これは明らかにしておかなくて、議決の対象にならぬという考え方でこれを作る場合と、議決の対象になるという考え方で作る場合は、はなはだ違ふのです。もう非常に問題になるようなものは、議決の対象にならぬと思つて非常に内容のむづかしいものを作られた。今度国会へどういふものを出すのだというのをまた資料をお出しになる。議決の対象にならぬと思つてやつておつたところが、今度なつたということになつて、のつびきならないことになつておられるから、私は御親切までに申し上げておる。のみならず、もう一つは、これは非常に重要な問題だから、当然農林大臣は、これは二つ解釈があるけれども、私たちは、これは国会の承認事項として考えたとお答えになつて思つてゐたのです。

○国務大臣(周東英雄君) 御親切はまことにありがとうございますけれども、あなた非常に御勉強になつておられるけれども、私は内容によつて思ふのです。決算のようなものは、毎年、こういうことで金を使ひました、こういう承認を求めるといふような形に來る。そういうふうな農業の動向に關しては、その出したものを承認するとか、承認せぬという問題よりも、出さしておいて、そしてそれに對して、そういうふうな施策では農業の方はうまくいくまい、むしろこうあるべきではないか、また、やり方が足らぬとか、この前にやつたものはまだそれではこういう点が欠点であるのではないかと、いろいろ批判論戦といふものが大きくものを言ひ、今後の農政に對してだんだん貢獻していくといふことであつて、内容を承認するとか、承認せぬという問題ではなくして、むしろ提出させて、それを議題として議論させるということに私は問題だと思ふのです。それらに同じ字を使つても違つてゐるという点に私は意味があると思ふのです。私は、これなんかは、承認を得ると書いていなければ非常に困るものじゃないかと思ふので、それを議論の対象に提出して、それを議題に對して批判させて、議院で農政について批判させて、そしてこれを修正してだんだんよりよきものにしていくという機会を作らせるために、政府にしっかりと文書で報告させる。それを提出させるという義務を負わせておけば、私はいいのじゃないかと思ふのです。私は、一律に文章だけ見て、その内容を見ずに、書いてあればみんな承認を求めるといふ形がいいんだとは思ひません。

○小林孝平君 農林大臣のお考えはよくわかるのです。ところがこのものが非常に期待をされておる、今も、内容がよくわからぬけれども、何が何かわけがわからぬけれども、ともかく通してこれといふような意見がもう出ているほどにこの基本法に期待してゐるのです。そうするとどういふことになるかといふと、この法律によつていろいろこれをさらに農業關係に予算が来るように、あるいはいろいろの施策ができるようにと多くの人が期待する。その期待は、やがて、この文書の、報告書の審議をただ討議すればいいとい

うようなことでは終わらなくなるので、大臣は議院の委員などをおやりになつたことではないでしようから……(委員長「だ」と呼ぶ者あり)これは附屋の白ばかまであつたかも知れぬが、これは問題になるのです。特にあなたは、議題にして、こつこつやるが、議題にするためには委員会に付託されるのです。そうすると、今までの例から言いますと、私も議院の理事をやつておるから専門ですが、たとえば原子燃料公社法第二十六条第三項の規定による原子燃料公社の毎事業年度の予算案、結果の説明書及び財務諸表といふもの、これは報告なんです。これがきたとき非常に問題になつて、そしてこれを報告として取り扱うように當時決定されておるのです。だから、これは將來問題になりまして、大臣がそんなことをおっしゃつても、そう簡単にはいかぬのです。そののみならず、大臣がそういうふうにお考えにならば、これはむしろ提出して、委員会に付託して議題にするということにした方がいいのじゃないかと思ふのです。そうしてこれは農林省の原案を自民党でさらに直されて政府案となつたのですが、おそらくこの第七條は、あとから、農林省の原案にはこういうことになつておられるのですが、こういうふうになつたのは、そういう気持ちがあつたのだらうと思ふのです。

○国務大臣(周東英雄君) いろいろお話しでありますけれども、御意見として十分伺つておきますが、私もそれはよく考えておらぬといふことです。私は議決とか承認とかいふことをしな

策をいろいろと述べますが、そういう問題を総合的に農業についてはかようにするといふ施策を文書で出すのですから、それを大きく議論してもらつて、大いに間違ひない農政にいたしていくといふことができることは、これは私も非常に大きな進歩だと思ふのです。承認とか、承認しなければ役に立たぬといふものではなくて、これを出した以上は、責任をもつて大いに勉強して施策の間違ひないものを出すのです。それでもやはり独善になつてはいけません。議會を通じて十分に論議をしていただくといふことが、私は農政を進めるゆゑんであつて、承認とか、承認になるとかならないといふ問題でなくて、文書で提出して、文書で提出して、そして大いに論議して、それからいふことではないかと私は思つておられます。

○小林孝平君 もし、あくまでも、全然そういう御意見がなければ、この第七條といふのを特にここに出すのはおかしいのです。この第六條にも「提出しなければならぬ」と、こゝろあるのです。しかし、これは「農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告を提出しなければならぬ」と、これは明らかに国会の承認と

いふか、そういうものでないのです。第六條はもう本質的にそういう承認事項でない。第七條は承認事項だといつて書き分けられたと思ふのです。もし、どちらもこれは報告書として提出するだけであるといふなら、第七條を特別やる必要はないのです。政府は、毎年、国会に、農業の動向及び政府が農業に關して講じた施策に關する報告並

策をいろいろと述べますが、そういう問題を総合的に農業についてはかようにするといふ施策を文書で出すのですから、それを大きく議論してもらつて、大いに間違ひない農政にいたしていくといふことができることは、これは私も非常に大きな進歩だと思ふのです。承認とか、承認しなければ役に立たぬといふものではなくて、これを出した以上は、責任をもつて大いに勉強して施策の間違ひないものを出すのです。それでもやはり独善になつてはいけません。議會を通じて十分に論議をしていただくといふことが、私は農政を進めるゆゑんであつて、承認とか、承認になるとかならないといふ問題でなくて、文書で提出して、文書で提出して、そして大いに論議して、それからいふことではないかと私は思つておられます。

る。それで、今度やつた者は出て、前は出なかつたというのでわいわい騒いでいるわけだ。だから、こんなことでも今あまり責任を負われないのだから、もっと大きいことではなお負われないのじゃないかと思つて、心配してお尋ねしているのです。しかし、これ以上おつしやらないならば、その点はまたあとから農田委員からお尋ねがあると思ひますから、この程度にいたします。

それから農林大臣にお尋ねいたしますけれども、この第十一条の価格です。これは予算委員会でもいろいろ論議されましたけれども、この価格の安定をはかる施策をやるというけれども、価格が安定、変動がなく安いところに安定してしまふのではむしろ困るわけですね。価格政策の一つの目標は、所得の確保といふことだろふと思ふのです。これは第二条の一項五号にもはつきり書いてあるのです。それがこの第十一条には所得の確保といふ問題が全然ないのですが、これはちよつとおかしいじゃないかな。安定さえずればいいですか。

○国務大臣(周東英雄君) これは、私は価格の安定に関する処置を、施策を講ずるに書いてある条文中で、大体所得を増加していくといふことがねらいであることはこの法文、第一条その他全文を流れる思想ではつきり出てゐるんで、そんなことを、所得のことは考えないで生産性を向上したり、あるいは売れる農作物を、需要の増加する物を減らすといふようなことはこれは考えられないのです。それよりも、当然の処置なんです。しこりして、これが価格の問題にいくと、当

然価格が不安定な状態において変動の、上がつたり下がたりすることのないようにするといふことが、所得を確保するゆゑなんだといふことを、この十一条は規定してゐるのです。だから、所得の確保を書いてないから所得のことを一つも表わしてないじゃないかといふことは、これはこの法案全部を流れてゐるところを全部ごらんいただければ、賢明なるあなたです。それから、もうわからぬはずはないと思ふ。

もう第一条その他に、それを確保するために生産性を上げるといふこと等が書いてある。ここはただそれといふものを上げるにしても、価格といふものが標準的な価格といふものを割つてしまつていくようなことであれば、せっかく作つた物が売れなくて損をするといふことじやないかといふことで、どうするかといふことが第十一条に書いてある。そして、しかもそれについて、私は、私もこの第何条、八条かにありますように、やつぱり農家を今後指導していくについては、売れる物でそうして需要のある物を作らしていくのがよからう。そして、どんどんよけい作つても売れないから損をするといふことがないようにしたいといふことが、そういたしますといふこととまず第一の關係であり、次にはその作つた物を、どうしても自然的経済的に不利なものになりますから、その売り方については、あるいは共同出荷をするとか、ある場合においては腐敗性品でありますけれども貯蔵の方法を講じて市場化や、それから数量の調節をやつてこれが有利に売れるようにするとか、あるいはまた、加工して商品的価値を増加して手取りを多くするとか

というような取引条件といふものをよく考へて、交易条件をよく考へていく。そこに所得を維持し価格を安定させる処置がある。しこりしてそれだけでも経済事情のいろいろの変遷がありましますし、不利な生産物でありますから、価格が、せつかくそうやつても、標準価格を割るといふようなことでも困りますし、そういうときには、生産事情なり、需給事情なり、物価その他の経済事情を考慮して、そして価格の安定の処置をとらうといふことをここに書いてゐるわけですね。だから、その場合に不利な生産事情について、中には生産費といふようなものも織り込まれておるし、そして全体の物価の中にあつて、一体農産物だけが不当に圧迫されてゐるといふことは、当然これは保護していかなければならない。どの程度かといふことは標準的な価格として出てくる。それについて足らなければ現在米にとつてゐるようなことをやる場合もありましよう。また、農産物価格安定法によつてやる方法もありましよう。これはやるのであつて、ちつとも価格政策について価格安定に関する施策をとらぬといふのじやないのです。現在のようないくつかの場合もあるでしやうし、価格の安定をはかる施策を出して、これは法制的措置になるかもしれぬ。今日新しくやろうとする畜産物価格安定といふものについて畜産事業団をこしらへて、そこで主要乳製品を買い上げたり、あるいは豚肉を買い上げて需給調整をやるというひとつの方法で、これはまあそれと一貫した私はやり方である、かように考へております。

○小林孝平君 その農林大臣の善意はよくわかるのです。ところがこの間も申し上げたように、あなたはいつまでも農林大臣をおやりになつてゐるわけじゃないのです。次の農林大臣はどういう方が来られるか、どういふ内閣ができるかわからない。その際にこの解釈が、いつもあなたが今おつしやつたよりなふに解釈されればいけれども、そうでない場合もあり得るから、私はこの間から少しこまかいようだけれども、疑義のないように書いたといふ。たとへばこれはみんな生産費も含んでゐるといふなら、ここに生産費とちやんと書いた方がいいのじやないか。何も差しつかえないのです。それから価格が、当然価格政策にはいろいろの目標があるでしやう、所得の確保もその幾つかある目標のうちの一つなんですね。だからここに当然それは含んでゐるのだといふけれども、それならばこの第二条の一項五号に「農産物の価格の安定及び農産物所得の確保」、このいふふに二つに書き分ける必要がないのです。そこで非常にちやんと書いてあるのは、やつぱり価格の安定とそれから農産物の所得の確保といふ大きな二つの目標があるわけなんです。だからここに具体的に、こういふ大臣がおつしやつたような意味があるならば、ここに生産費と、あるいは所得を補償するといふじやないですか、これちよつと書き直して……。

○国務大臣(周東英雄君) その根本は、今御指摘の通り二条の五号に書いてある。それが今度安定の方法といふことについては、何も所得を確保するために、価格の安定じやない、所得が

ぐらぐらせぬようにするほかの問題を考へる。これは当然に二条の一項五号には所得の確保をはかるということが書いてある。そういうふうなことをはかるために価格の安定をさせる方法はどういふところに、所得を確保するための方法といふことを書く必要はないでしやう。

○小林孝平君 だからこれは、ここに書いてあるからこつちでない、こちらには安定するための方法を書いてあつて、所得を確保する方法は書いてない。

○国務大臣(周東英雄君) いやそうじやないのです。あなたの言ひは十一条における……、十一条の方は価格を安定させる手段がこゝに書いてあるのだな。それは所得を確保するといふのは、価格を安定させれば所得もだんだん安定してくるといふことは言へますよ。しかし所得を確保する、安定させるといふことは目的でありまして、価格安定の手段じやない、方法じやないのです。

○小林孝平君 安定をさせても、所得の確保には必ずしもならぬ。低いところいきめれば所得の確保というものはできないのです。それで、十一条は、農林大臣は御否定になりますけれども、何といつてもこれから読めば、まあそういう言葉は適切であるかどうかしれぬが、需給均衡価格といふけい作れば安くなる、こういふ考え方なんです。これでは不十分だと思ふのです。

○国務大臣(周東英雄君) 小林さんそうおつしやいますが、私はさううまく書き分けてあると思ひます。あなたが今おつしやるのは、安定させると

一

○龜田得治君 これは、この法文に沿つて読めば大臣のおっしゃつたようなことになるのですが、私は実質的なことを申し上げておるのです。そこで、この法文ができた経過を振り返つてもらえば、私の言うことも多少は理解してもらえらると思ふ。この昨年の十二月二十日の農林省案です、前文のないころの農林省案です。あれでは、その当時は条文がちょうど十條に当たつておるわけですが、十二月二十日案では、農産物の価格の決定として、第十條が、政府は農業所得形成上占める地位、国民消費生活に占める重要度などに照して、重要な農産物について、その価格の安定をはかるため必要な施策を講ずるものとする、こう書いてあります。これが第一項なんです。その當時は、だから価格の安定を重要農産物についてするのだ、このことを第一項でうたつておるだけなんです、中身は、私はこれが筋だと思ふ。實際はそれからその価格の安定する基準は何かというものが、二項に書いてあるわけなんです。その第二項には、本案の第二項のような四つの要素というものが書かれておる。だからこれからいきたいと思います、実質的には、この第二項の四つの要素が価格決定上重いのだという経過から見たら、この第一項というものは、この三つのものがあつたらこれは入つてきてゐる。だからそんな第一項の三つの要素と、第二項の要素と實際とそんな区別のできるものじゃないです、これは、農林省の十二月二十日案で、価格決定の重要な要素になつてゐたものが、それから少し手直しされたからといって、それは単なる批判、検討の要素であつて、価格決定そのものの要素じゃないなんて、そんなことは、それは私はちよつと筋が通らぬと思ふ、同じ農林省がおやりになつて、言葉はどうにでも、ちよつとちよつと書きかへることはできます。でも、言ひますが、実質的な考え方が、言葉の置きかへによつて、そつと変わつてくるものじゃ私はなかりと思ふ。そういうこともあるものですから、実はお聞きしてゐる、たまたま第二項には、農業所得の確保という言葉が入つてゐるわけですね、農林省の十二月二十日案には、そのものが第二項に入つておつて、これが価格決定の一つの要素と、私たちはこれを非常に重視してゐたわけなんです。そういう経過等があつて、私たちは、この修正された十一條といふものは、そういう点ではやさされてきた。所得の確保の面からいふに感じ取つてゐるわけなんです。これは私だけじゃない。それは農業、農民団体の中で、そういう意味の批判といふものは、農基法に賛成の方にでも相当おありになる。これは農林省の十二月二十日案に、そんななかつたことが第一項に急に入つてきてゐる、こゝういふふうに変つてきてゐる、それはどういふふうに入つてゐるんですか。

○國務大臣(岡東英雄君) 私は農林省の十二月案よりも、これの方がよりよく改正案としてはできていると思ふ。それはただいまあなたが御指摘になつて、国民生活安定のうちで、農産物が非常に關係があるから、価格は安定するものにとらなければならぬ、こゝう書いてある、そのことが直ちに国民の消費生活といふもの、これが価格決定の要素といふようなことには、私はならぬと思ふ。先ほどから言つてゐるは

たして国民生活の上からいって、この価格に対する安定施策が適當であるかどうか。どうもこれじゃ高過ぎる、安過ぎると、しかし、その点は一休どういふふうにするかといふことも、私は価格をきめられておる、安定された価格といふものが国民生活にどう影響しているかといふことを考へて、もう一ぺん振り返つて価格の決定について再検討を加へる、こゝういふことになるわけですね。元の關係とは矛盾もしなければ、むしろよりよく改正されてゐる。ことにあなたが御指摘のように、こゝういふ形で一項にきめられた価格の安定施策が、農民の農業所得の確保について、いい影響があるのか、悪い影響があるのか、どうもこれは生産費といふものが取り入れられてゐない、それでもう少し考へなくちゃならぬ、こゝういふことの對象にはなりません。しかし、価格決定の要素といふものは、一面あなたの方の御意見の中にあります。が、まず所得の確保をするために、需給關係は別にしても、これだけは確認しなければならぬといふ形になると、所得といふものを先に出してきて、いろいろの議論になります。これは私はあくまでも、こゝういふ価格安定の施策が、農業者の所得の上において適當であるかどうかといふことの批判を受ける、そつと、それに対する施策をもう少し改善するとか、あるいは支持価格制度をとつていけば、施策の内容としてはその支持価格でいいのかわいひかといふことで検討をされるでしやう。また、ここにありますが、農業生産の選択的拡大、これは価格決定の要素では私はないと思ふ。それは拡大する以上は、高い一つの価格を示して

やつたらよいやうなだらうといふことにはなるかもしれない。しかし、価格決定の要素といふものは、やはり生産上の中にある生産費とかといふものが参考になるし、それから實際上の需給状況、それは必ず作つた物が売れるやうな、需要と供給の合ふやうな形に作つて、そつとそれに対して當然標準として、不当に押えられた価格にならないやうにするのが要素である。これはやはり国民消費生活との關係においては、一般物価との關係においてはどうだといふことは参考になりましやう。一般物価はこゝうだから、農業者の物価を特に安くせよといふことは私はとりませんが、しかし、安定施策を行なう上においては一つの資料になるとは思つてゐます。私どもはあなたの思つてゐることはよくわかりまふけれども、直ちに二の問題が価格決定の要素になるといふことはちよつとおかしいといふことは出てきます。農産物の流通合理化といふものが、經營を安定させる一つの手段でございませう。物が売れなくても、作ればいいといふことで、流通形態においては無理な關係に置かれるといふことが、価格がフラクチュエーションする元なんです。そつと、こゝういふ点を考へていくことがこゝで考へてこゝうやつてみたが、流通關係においてもあまり合理化されてゐないのじゃないか、こゝういふ批判が出てくるのです。これをそれによつて直す、こゝういふことであります。

○龜田得治君 ちよつと私の方も多少誤解してゐるかもしれませんが、あなたの方も誤解があるのですがね。われわれの方が何か所得だけしか考へておらんやうなことを、今だけではなしに、ほかの場合でもおっしゃる場合があるのですが、やはりそつとじゃなしに、それは、需給關係といふことは非常にわれわれも重視してゐるのです。従つて、そつと、こゝういふものがバランスがとれていくといふやうに長期見通しを立てたり、お互ひに努力して、これは非常に重要なことだと思ふのです。しかし、現在置かれてゐる農業者の地位、それから農業基本法が立てられてゐる背景、立場、そつと、こゝういふことを考へますと、需給といふものは必ずしも私はびたつと合ふわけじゃない、理論的に非常なアンバランスがあつた場合には、これは例外ですが、多少のことではあつても、やはり農業基本法が出てきてゐる事情から言ふならば、やはり生産費なり、あるいは所得、こゝういふ点にやはり非常に大きなウエイトを置いていかなければおかしな感じがする、こゝういふ氣持で申し上げてゐるのです。需給關係なんかを無視したり、そんなことはだれも考へていませんよ。だから、そつと、こゝういふにすなはち考へてゐる、われわれの見解も少し了解してもらへると思ふし、それからこの法文にしたつて、そつと、こゝういふ面では私は重点をもう少しこゝで明らかに示すといふことが、やはり必要だといふことの意味も御理解願ふと思ふのです。

○國務大臣(岡東英雄君) いや、もちろんあなた方が需給關係の關係を無視されてゐると思ひません。十分お考へになつた上でしょうけれども、私どもは、今後のやはり農政の大きな眼目、あるいは昔よくあなた方が御指摘になる点は、私どもも農林省あたりの

産業上がつておりますから、この率です、上昇率並びに生産者米価への影響の度合いですね。現在の作業の段階でいいと思いますが、一応状況を説明していただきたい。

○政府委員(須賀賢二君) ただいま大臣からお答えをいたしましたように、本年産の米価につきましては、昨年の米価の算定について採用いたしました生産費・所得補償方式の考え方によりましていろいろ検討いたしておるわけでございます。これはただいまも御指摘がございましたように、都市製造業労賃の上昇の度合い、物財費の面におきまして農業バリエーションの上昇率というものが、それぞれ米価の内容に影響して参るわけでございます。私も現在の段階では米生産費調査、これは申し上げるまでもございせんが、生産費方式によりまして、生産費調査の結果がまず第一の前提になるわけでございます。ただいま生産費調査の結果の取りまとめを急いでおるわけでございます。それから労賃の関係等は、実際に米価をはじきます際は、本年の四月の労賃労働省で作成いたします四月の賃金統計の集計を待ちましてこれを最終的に織り込んで使用するわけでございます。それから農業バリエーション等もできる限り直近のものを用いる、そういう関係がございまして、特に賃金統計等の関係はここの賃金動向も三月、四月等において特に注目すべき動きもあるようでございます。それらを的確に反映させる必要があるというふうなことで、目下それぞれの資料の整備を急いでおる次第でございます。それらが大体まとまって参りますと、米価の実際の試算の作業に入るわけでございます。

ます。現在の段階では、私もいろいろな資料によりましてごく大まかな検討を進めておる程度の段階でありまして、まだそれぞれの要素について、この米価にどの程度計数的に反映をさせるかということ申し上げるまでの段階に至ってはおらぬわけでございます。

○亀田得治君 そういふ米価決定の要素になる統計は今整備中なんでしようが、でき次第これはまた一つ国会に間に合わないかもしれないと思いますが、後でもいいからもらいたいと思います。まあしかしいろいろ賃金の上昇の状況なり物財費の関係等がこれは上がつておることは事実なんでしてね、大まかな見当というものはこれは当然責任者としてはつくものだと思うのだから、そういう点は何も農林大臣は考えていないのですか。もう計算が出てきたら計算通りだというふうな単純な気持でおるのですか。

○国務大臣(周東英雄君) 私は、単純なという意味はどうか知りませんが、今度は計算の方法もだんだん固まつてきていますから、出てきたものをあまり細工はしたくないと思つてます。

○亀田得治君 その細工したくないという気持は非常に私にはいいと思うのです。ぜひ一つ科学的に出てきた数字というものをこれはもう政治的に動かさないようにやっております。そうないやうな、たとえば又収増なり労働時間の短縮の問題等もありますけれども、やはり相当値上がりする。そうならなければこの基本法の中でうたつておる所得の増大なりそういうものに沿わぬじゃないか、こういうことが逆に

基本法の立場からどう注目されておるわけですか。私は、どうしても計算上出てくるものは、決してわれわれも生産者米価のいたずらに高いことだけを望んでいられないのでしてね。しかし計算上出てくるものはこれは仕方がない。当然なんだ。生産者米価をどうしても低くするために、出てくるものをこれは押さえるのじゃない、もつとほかに打つべき手があればその点を検討していく、資財費の問題とか肥料の問題、そうあるべきなんで、相当計算上高く出てきますとね、たとえば時期別格差の問題に手をつけて、實際上そつちでどうあんなばいして、総額としてはあまり上がらないように押さえていく。いろいろ出てくることを心配するわけですね。しかし農民の気持としては、やっぱりいろいろな加算にいたしまして全部をひくくおるわけですから、いろいろに考えておるわけですからね。だからそこら辺のところのそういう操作はおやりにならぬと思つてますが、そこら辺はどういうふうにお考えになっておるのですか。

○国務大臣(周東英雄君) 私が今申しましたのは、上げるも下げるもそういうふうな意味合いにおいて細工をしたくないという言つておるのです。

○亀田得治君 非常にそれをお聞きして、私も意を強うしたわけですが、そこで、乳価ですね、私たちが乳価が非常に安いという前提に立っているわけですね。米価に比較して安い。この二つの関係を大臣として今後どういうふうな根本的にお考えになるのか。乳価の中で占める労賃というものは非常に低い、米価よりも、そうして酪農は振興させよう、こう言っている

わけですね。で、うっかりすると、米の方を押えて乳価に近づけやせぬか。近づけないですね、先ほどの農林大臣のお答えですと、そういう心配が一部にはあるわけなんです。だからそこら辺の関係、同じ農産物内における関係をどういうふうに……この二つを代表的にとつて申し上げるわけですね。

から逆算します労働報酬、必ずしも多いものであるとか、適正であるとは思いませんけれども、それがまだ酪農振興法、あるいは行政措置によつて発達の酪農でございまして、現在統制価格を政府がきめておるわけではございませんので、従来も市場において酪農上の生産諸条件と流通加工等の諸条件、あるいは消費の点もありまして、その状況のもとで形成をされた価格がどうであつたかということになるわけですね、現状におきましては、そこで、今後の成長部門としての酪農部内の農業をどう伸ばしていくか、価格の適正化を期する上においてどうしていくかは、施策と相待ちましてどう考えていくかというところは、現在及び将来の問題であるわけでありまして、生産費調査の中で適当なりやいなやは、ちよつと米の価格の中で労働報酬が一日当たり千円なり千二百、麦は七百円ぐらいになつておる。そういうことはちよつと問題が違ふことだけは御了承願ひたいと思つてます。しかし、それに比べまして、従来の乳価が安い場合は、一升当たり三十七円台になりましたときに最近の数年で低くとき、四十数円になる原料乳が安くなりました。市乳よりは原料乳が安いから、原料乳で申しておりますが、一升当たりで現在四十円が全国平均でございまして、四十円をこえるときは比較的高い時期で、好況、不況といつて二、三年ごと

○政府委員(安田善一郎君) 亀田先生から御指摘、また御質問の、現行の統計調査部で作つておられます生産費調査の中で見積もられております、またその結果として現われております労働費、あるいは、それから実際の価格

今、その間におきます手取りが、今の様式によりまして統計調査部の乳牛飼育部門におきます労働費ないしは労働報酬が、江田先生等からも御指摘になりましたように、少ないもので、

で、ある調査農家は一日九十円、平均的に見て二百円くらい、二百円を割るというようなことが出ておるわけでございます。しかし、これは、私どもは土地の一次的利用、すなわち土地、耕地に作物を作り、それを牛に与える。飼料を購入して飼料を牛に与えて、その牛から牛乳が生産される。その両者から出て参る部門を加えて、言いかえれば、乳牛飼育部門及び耕種部門でございますが、その両方を含めた乳価によりまする労働報酬が実現しておるといふふうに見る必要もあると思ひます。よく生産費から、きわめて労働報酬なり一日当たり労働実現のされ方が非常に少ないであらうかという点は、そこはかなり違ふところのあります。

なお、今後は、畜産物の価格を安定する上において法案を提案いたしております。現在の零細、少数で、まだ合理化も進めなければならぬ、近代化も進めなければならぬ、経営規模も大きくしていかなくちゃならぬというふうな、動きつつある、伸びつつある問題の多い酪農でございますから、生産条件、需給上その他経済上考へて価格の安定制度をどうとしようとおるわけでございます。その酪農が行なわれておる生産条件と流通交易条件、今後の成長部門との関係あるいは農業基本政策の關係から見まして、両者を通じまして、この価格は上と下を押えた幅の中に安定していく制度をとるのが、補足的に申し上げますれば、米や麦のように一本価格で国が施策を、価格政策として参る段階ではないから、そういう案をとつたらどうかという案を出しておるわけでございますが、そこで、上限価格について、それ

も適當であらうというのには消費者も考へられますが、生産者については高い適正価格なら労働も出ますし、労働報酬が出ますし、下の方で、下値の、安定価格の下値で申しますれば、やはり安い価格からくる労働評価あるいは労働報酬、そういうことになると思ひわけでございます。その制度自身の御審議、それをどういう要素で考へて、過去から現在の価格を見、現在から将来の適正価格を法的制度で実現して参るかというの、やはり、そういうふうにしてお考へを願ひたいように思ひます。生産上からした労働報酬ばかりでなしに、交易条件あるいは加工条件を改善いたしまして、その分を、生産者がなおとらなくちゃいかぬ分も、多分に家畜及び畜産物なものでございまして、そのような考へで見ると、先ほど申しました、正価格は幾らと見るか、生産費調査から今の乳価で出てくる、今の乳価で見るといふかどうかというところは、ちよつとお答えいたしかねる点もあるように思ひます。

○亀田得治君 たとえば、三十三年の先ほど申し上げた統計の中で、たとえば、飼料費というものがございましてね、項目に、この中に労働報酬が含まれておる、こういうふうな考へ方なんでしょう。実質的にはそれは飼育労働費の中に含まれるべきものなんだというのであれば、そういう立場でどういう統計なり調査を出してもらうということになりませんと、そういうことは言われるだけでは、なるほど幾らかはそういうものがあるであらうという想像はできて、乳価を合理化していくというその基礎にはちよつとなりがた

い。そういう点の打ち割つた調査があるのですか。

○政府委員(安田善一郎君) 統計調査部が生産費調査をいたしますのは、その組織とか、技術とか、なれとか、その他の関係から見まして、私ども適當な機関だと思ひますが、あわせて牛乳の生産の需要性の増すにつれて牛乳の生産費調査は、従来非常に少数でありましたものを、ここ二三年やつと八百戸調査にいたしました。しかし、そういうことがありまして、統計のつながらないものを見るのも一つの非常に重要なことでございまして、従来の生産費調査のやり方を踏襲いたしておるものであります。しかし、これにいかにかつむか、いかに利用するかという点につきましては、先ほど私が申し上げましたことは、当然その調査の仕方及びその結果から出てくることを、私個人ではございせんが、農林省の畜産を受け持つ者として、最近以上のように検討いたしておりますので、それについての見解や見方を申し上げたのが先ほどのことでございまして、これをいかに読むか、利用するか、価格と生産費の調査結果、八百戸でございまして、そういうものとの關係をどう見るかというところは、先生の御意見もございまして、先生がどう出たというところは、行政としたり、行政指導の分析としたりして、今後いたすつもりでございまして。

○国務大臣(周東英雄君) この点は、ただいま畜産局長がお話したような通りでございますが、私はまだ畜産に關する労働報酬はどうなるかというこ

とは、米麦その他に比べてどうというところは調査研究すべき余地はたくさんあると思ひます。私は統計によらないことですが、現実には、私のくにおいて非常に熱心な青年がやつておる実績が見ておりますと、やはりこの飼料の点や販売の点で非常に研究すべきものがあるのじやなからうかと思ひます。が、具体的にこれは自給飼料の問題、これは私は現に技術家ではありせんから、その青年技術者が實際やつておるのを聞いてみますと、一頭の乳牛に對して土地一反という關係を考へてい

るやうでありまして、その際に實際的にやつて、これも二頭にふやしたのですが、反当の米及び麦、すなわち表裏作のものを従来通りやつて、これを換価した受け取り収入と、そこに一頭の乳牛を入れた収入と比べると、乳牛による収入の方が大きいという話をしておりました。私は一例だけで全部推すことは危険だと思ひますが、そういうことが實際に出てくるとすると、すなわちやり方によつて、やはり酪農というものの受け取りというものが、米麦の表裏作をやつてやる耕地に飼料を植えて、そして酪農をやつて、乳を売つた受取金が多いとすれば、それはそこにおける報酬關係も多くなることがなるわけですね。そこで一がいに米の方がよくて、酪農じゃだめだという結論も出ない場合もあるわけですね。従いまして、私はまだ未知数の問題かと思ひますが、そういうふうな實際農家というものが現実に、これは徳島にもございまして、そういう点を考へつつ、

将来の畜産奨励の政策の裏づけを行なうていくことがやはり今後のやるべき國家の義務だと思ひます。

○亀田得治君 そういう点を、私は畜産を奨励するという建前を、これはもう皆が認めておるわけですから、もつと早く明確にしていくべきですね。自給飼料を主体にしてやつておる場合と、購入飼料を主体にしている場合と、労働報酬が今の話から見ると、また普通に常識的に多少考へてもわかるわけなんです。だからそういう点を、これは畜産局長、この二つを別して、この現在の労働報酬がどうなっているのか。そういうふうな三十三年から三十三年のやつを分析して、もう少しわかるような説明を一べんしてほしい。二つ分けなければだめですね、購入飼料自体とそうでないのと。

○政府委員(安田善一郎君) 勉強も足りませんし、今の牛乳価格が適正であつて、今後も今のような状態が続いていけばいいとは全然思つておりません。畜産物価格安定等に関する法律案御審議の際には、できる限りの御説明をちゃんといたします。

○亀田得治君 まあ、局長はさうからぬ価格安定法ばかり、盛んにあれさうなことを言つて、農業基本法に便乗してあればかり宣伝しているのです。これはちよつと私はおかしいと思ひます。いや、あれはあれとして、実は問題はたくさんあるのだ、すでに問題になつておるうちに、實際事業団にしたりして乳を買わないで乳製品を買ふのだ、そういうふうなことになる。その前に私たちがやつぱり一番関心を持つのは実際の労働報酬はどうなつておるのだらうか。これが非常に疑問なわけですね。非常に低いと、こゝ言われる。し

おける飼料の自給をはかつて、購入飼料をやめさせて、生産費を下げて、所得を補償しろというときに、前からやはり飼料を買っていたときの所得と同じものをとつていこうといういき方をとつていくことは、そういかないのですよ。やはりこれは、国民経済の上になつて生産費を下げつつ所得を大きくしていく、しかも、それによつて消費

で、生産所得方式というのと、えらい、ものがたくさんもらえるよりなことを考えていると、これは農業者に対してかえつて不親切、問題は明らかに生産費は償うような格好にならなければならぬけれども、その中に出てくる所得補償というものは、ある時期における所得というものは、常にいかなる変化があろうとも補償するということがない。そのことは物価事情その他の他産業における関係というものが介在していくわけですね。だから、それを一律にどうでも生産費及び所得補償方式

考えておりますけれども、親切に農業者のために生産費は償うものと考えています、それについて所得補償方式というものを考えなければならぬと、私はそう思います。

○亀田得治君　農林大臣がやつぱり誤解がある。私は決してそんな生産費を

けを言うておるのじゃないのですよ。それはあなたは今生産費を下げて、安い農産物をみんな喜んで食べてもらう、これは当然ですよ。しかし、農業者の置かれた立場からいって、所得というものを非常に重視していかなければならぬ、そういう立場で申し上げて

いるので、そんな、こつちの所得さへ確保したらよいのだ、そんなことは絶対考えていません。そんなことは、誤解は解いておいても構いません。そこで従って、私はこれにもこれにも生産費、所得補償というものを申し上げていくわけじゃない。具体的に、お米についてすら確保されておるのに、この現在の乳価はその点では不当ではないか、これは成長作物だ、こういふふうになつておるのだから、なおさらそのことは私は主張していいと思うのです。その点についても農林大臣誤解しておられます。まるでわれわれが生産費、所得補償の一つ覚えのようにいつているようなことをいつておりますが、それは誤解ですよ。まあ、この程度で……

○岡村文四郎君 私は、農林大臣に簡単に聞きをして、簡単に御返答をもらおうと思つていますから、時間もございませぬから一つ……

農業基本法はよくできておるようでございますが、一つ困つたことには土地の問題が非常に少ない。私は農業、純粹の百姓でございますが、農業というものは土地によつて行なり。ところが、二条の二号にちよつと書いてあります。それではまことに残念で、どうしても少し土地の問題を入れてくれないかというのを考えておりますが、それはそれでいいわけでありませぬ。問題は、今までは適地適作の考えでございましたが、それでは十分ではございませぬ。それも無視はしませんが、需要の適産でなければ非常に困るといふことを考えております。そこで現在増産を当分目ざしてもよろしいという

ものは、ビートと種類のいい大豆と小麦よりないと思つております。でございますから、それをやればいいと思ひますが、それには現在のようなやせた土地では非常に困難でございます。これを一刻も早くいい土地にしませんと、なかなか思ひ通りになりません。たとえばビートを作りまして、一回作れば五年もなる、そんなことはございませぬ。二年連作をやつて、そして一年置いてまた作る。それは地力の問題です。ですから、その地力を大いに増強して、そして十分に作りまさんと、今のようではいけないと思ひます。ですから、金肥の方がめんどうではございませぬが、地力をつくるには大いに有機物の奨励あるいは堆肥の奨励をしなければならぬ。ですから、土地を肥沃にするような施策を講じてくれるか、くれないか、それを聞かしてもらへば、それでいいのです。○國務大臣(周東英雄君) 御質問の点、含みがありますが、おそろく、私が想像するのは現在の肥料の施肥の方法及び施肥の対象ですね。あまりにも金肥を使い過ぎてゐるのではないかと。土地を養うために、私は従来からずっと指導してございまして、堆肥というより有機物肥料、これを相当に考えなければならぬといふかぬじやないか、その方向に何か施策を考えなければならぬといふことではないかと思ひますが、これはまあ私も同意です。ほんとに肥料——金肥がほとんどふえておるが、まあ私が昭和二十七年、八年ごろですか、例の肥料合理化問題に取り組んだときに、たしか生産が二百万トン前後でしたが、その中に農家に与えら

れた肥料というのは百三、四十万トン。今日ですと何と四百六十万トンで、そのうち農業に使われるのは二百六、七十万トン。これはまあいいことでしよう、一面においては。今まで使わなかつたところに肥料をやる。それは簡単に化学肥料をやるということですから、これがどれだけ土地を荒らしているかわからない。御指摘の通り、もう少し施肥方法というふうな問題についても、多量にやらなくても、施肥は時期という問題がやつぱり関連があると思ひます。これは密度の関係、その間に有機質肥料というものが、堆肥というものが土地に入らぬと土地がよくならぬ。昔は堆肥造成の畜舎の経費を補助したことがありますが、だぶんこのごろは皆農家の方々は便宜な方法でやつて、きたないものにさらぬ格好になつております。ところが非常に感心させられたことは、全国の四日クラブの青年、これが土地に堆肥を何十貫かよけい入れたところが、生産が上がつた。こゝし米の増産でほうびをもつた。これもやつぱり堆肥です。このことは一つの示唆を与えてゐると思ひます。よくその点は研究をいたしたいと思ひます。

○岡村文四郎君 それでお考え願ひのは当然でございますが、はつきりと助成をしようといふ実は御返答をもらいたいのです。奨励金を出そうといふ……○國務大臣(周東英雄君) 従来、堆肥造成畜舎の建設等について補助金をやつた例が前にあつたのであります。が、こゝういふ点は合わせて一つ新しい法制の上に考へてみたいと思ひます。これは今度の基本法を作るときに畜産奨励予算の中で取り上げられた中に、堆肥、有機物肥料というものをうんと作ることによつて金肥をどれだけ節約されるのだ、こゝういふ表も示されておつたと思ひます。こゝういふ点は取り入れて考へべきだと思ひます。○委員長(藤野繁雄君) 本日はこの程度にいたします。それでは散会いたします。午後四時五十五分散会

五月十八日日本委員会に左の案件を付託された。(予備審査のための付託は三月四日)一、愛知用水公団法の一部を改正する法律案
五月十八日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(衆第四一五号)
二、自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案(衆第四四五号)
三、急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案(衆)
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
附則に次の一項を加える。
3 昭和三十六年度に限り、この法律により北海道の区域内の農業者に対し資金を貸し付ける場合における第三条の規定の適用につ

いては、同条中「二十年内」とあるのは「二十五年以内」と、「三年以内」とあるのは「五年以内」とする。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法の一部を改正する法律案
自作農維持創設資金融通法(昭和三十年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。
第三条の見出しを「貸付金の限度及び貸付条件」に改め、同条中「前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の利率は、年五分」を「貸付金の利率は、年三分五厘」に、「二十年以内」を「三十五年以内」に、「三年以内」を「五年以内」に改め、同条を同条第二項とし、同条に同条第一項として次のように加える。
前条の規定による貸付金(以下「貸付金」という。)の金額の限度は、一農業者当たり百万円とする。
附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律の施行前に貸し付けた貸付金については、この法律の施行後の利率についてはこの法律による改正後の自作農維持創設資金融通法第三条第二項の規定を適用するものとし、その他の貸付条件についてはなお従前の例によるものとする。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律案

急傾斜地帯農業振興臨時措置法等の一部を改正する法律

(急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第一条 急傾斜地帯農業振興臨時措置法(昭和二十七年法律第三百十五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(湿田単作地域農業改良促進法の一部改正)

第二条 湿田単作地域農業改良促進法(昭和二十七年法律第三百五十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(海岸砂地帯農業振興臨時措置法の一部改正)

第三条 海岸砂地帯農業振興臨時措置法(昭和二十八年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

(畑地農業改良促進法の一部改正)
第四条 畑地農業改良促進法(昭和二十八年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

附則第二項中「昭和三十七年三月三十一日」を「昭和四十一年三月三十一日」に改める。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

昭和三十六年五月三十日印刷

昭和三十六年五月三十一日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局